

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第76号

令和4年3月7日

「自動車安全運転センターに対する資料提供要領」の制定について（通達）  
自動車安全運転センター熊本県事務所に対する資料の提供については、「「自動車安全運転センターに対する資料提供要領」の制定について（通達）」（令和3年3月31日付け熊交企第162号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、旧通達の一部を見直し、令和4年3月11日から実施することとしたので、関係所属にあっては、事務処理上誤りのないようになされたい。  
なお、本通達の施行をもって旧通達は廃止する。

## 別添

### 自動車安全運転センターに対する資料の提供要領

#### 1 目的

この要領は、自動車安全運転センター熊本県事務所（以下「センター」という。）が行う通知業務、経歴証明業務、交通事故証明業務について、円滑な運営が図られるように、熊本県警察が行う資料の提供、照会に対する回答、その他、必要な事務の処理要領を定めるものである。

#### 2 センターに提供する資料の種類

##### (1) 通知業務に関する資料

自動車安全運転センター法（以下「センター法」という。）第29条第1項第3号に定められた業務（以下「通知業務」という。）に資する資料。

##### (2) 経歴証明業務に関する資料

センター法第29条第1項第4号に定める業務（以下「経歴証明業務」という。）に資する資料。

##### (3) 交通事故証明業務に関する資料

センター法第29条第1項第5号に定める業務（以下「交通事故証明業務」という。）に資する資料。

#### 3 運用体制

##### (1) 総括責任者

センターに対する資料提供の総括責任者は交通企画課長をもって充てる。

##### (2) 運用責任者

各業務の運用責任者は次のとおりとする。

ア 通知業務及び経歴証明業務に関する資料提供に関すること

運転免許課長

イ 交通事故証明業務に関する資料提供に関すること

発生地を管轄する警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）

なお、業務の主管は交通企画課とする。

##### (3) 運用担当者の指定

総括責任者は、センターとの連絡、調整、資料の受け渡しなどを行う運用担当者を指定するものとする。

#### 4 資料提供の基準及び提供する資料の内容

##### (1) 通知業務に関する資料

通知業務については、運転免許課において、警察庁情報通信局情報管理課情報処理センター(以下「情報処理センター」という。)から自動車安全運転センター法施行規則(以下「施行規則」という。)第8条に定める基準に達した旨の通報を受理したときは、当該通報に係る資料を提供するものとする。

## (2) 経歴証明業務に関する資料

運転免許課長は、センターから経歴照会業務を行うために必要な照会(以下「証明事実照会」という。)があったときは、次表に掲げる種類に応じて受理するものとする。

証明事実照会の種類	申請書の種類
無事故・無違反照会	無事故・無違反証明書交付申請書
運転記録照会	運転記録証明書交付申請書
累積点数照会	累積点数証明書交付申請書
運転免許経歴照会	運転免許経歴証明書交付申請書

運転免許課長は、証明事実照会を受理したときは、速やかに情報処理センターに照会を行ない、得られた回答データを提供するものとする。

なお、情報処理センターから照会データの誤り、照会に係る該当資料がない等の理由で回答できない旨の通報を受けたときは、必要な調査を実施した上で、再照会を行うなど所要の措置を講ずるものとする。

## (3) 交通事故証明業務に関する資料

交通事故証明業務に関する資料提供の対象は交通事故(車両等の交通による人の死傷又は物の損壊をいい、道路外で発生したものを含む。)に関する情報のうち、交通事故証明書(別記様式第1号)に必要な資料とする。

ただし、殺人、傷害等故意犯の疑いのある事件、道路外で発生した事故等については、関係部門、関係機関と協議の上、提供の可否を慎重に判断すること。

## 5 資料提供の方法等

### (1) 通知業務及び経歴証明業務

通知業務及び経歴証明業務については、運用担当者が4(1)及び(2)の電磁的記録を外部記録媒体等に保存したデータ及び書面をセンターに提供するものとする。

### (2) 交通事故証明業務

交通事故証明業務で提供する資料については、「熊本県警察交通事故情報管理システム運用要領の一部改正について(通達)」(令和3年12月15日付け熊交企第575号)「物件事故捜査要領の一部改正について(通達)」

(令和3年5月25日付け熊交指第310号)に基づき熊本県警察交通事故情報管理システム(以下「事故情報システム」という。)に登録された交通事故に関する情報から自動的に作成することとする。

警察署長等は資料の提供が可能な事故について、事故情報システムにおいて事故証明書発給承認の処理を行うこととする。

なお、警察署長等は事故情報システムにおける事故証明書発給承認の処理を交通事故捜査を担当する課長又は隊長補佐(以下「担当課長等」という。)に行わせることができるものとする。

この場合において、担当課長等が不在等のときは、交通事故捜査を担当する係長に行わせることができるものとする。

承認の処理が行われた資料(電磁的記録)については、承認処理の翌日(翌日がセンターの休日の場合は、翌センターの業務日)に運用担当者が、外部記録媒体等に保存したデータ及び書面をセンターに提供するものとする。

### (3) 留意事項

交通企画課長及び運転免許課長は、センターに提供した資料の保護及び管理に必要な措置を講ずるとともに、その状況を明らかにしておくこと。

また、データレコードレイアウト等の細部事項を定めるに際しては、総括責任者がセンター長と協議するものとする。

## 6 センターが行う業務の支援

総括責任者は、運用担当者にセンターとの連絡、調整、資料の受け渡し、その他、必要と認める事項について、センターが行う業務の支援を行わせるものとする。

## 7 情報セキュリティ対策

資料の提供に当たっては、熊本県警察情報セキュリティに関する訓令(平成16年警察本部訓令第2号)及び「熊本県警察情報管理システム運用管理要綱の制定について(通達)」(令和3年3月29日付け熊情管第114号)並びにこれに基づき定められた規程を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

## 8 情報セキュリティインシデント発生時の報告等

運用責任者は、「熊本県警察情報セキュリティインシデント対処要領の改正について(通達)」(令和元年6月25日付け熊情管第456号)第3の要報告インシデントを認知したときは、各業務の主管課長及び情報管理課長を經由して情報セキュリティ管理者に速やかに報告するものとする。

## 9 センター長に対する指示等

(1) 資料の提出要求と業務実施状況の説明

総括責任者は、必要があるときは、センター長に対し、提供した資料の提出を求め又は照会を行い、業務の実施状況について説明を求めるものとする。

(2) 資料の取り扱い

総括責任者は、センターの業務に関して提供した資料の運用、管理について、センター長に対し必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(3) 疑義照会に対する回答の協議

総括責任者は、センター長からセンターが発行した施行規則第8条、第9条及び第10条の書面に関し、当該書面の交付を受けた者から記載事項に関する照会を受けた旨の報告を受けたときは、センター長が迅速かつ正確に回答できるようセンター長と協議を行わなければならない。

10 センターとの協議

総括責任者は、センターの業務について、その業務運営の円滑を図るため、センター長と必要な協議を行うものとする。

※ 別記様式（略）